

第7回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成29年3月9日(木)

10:00～12:00

場所 STANDARD会議室

虎ノ門ヒルズFRONT店3階中ホール

議題

公認心理師カリキュラム等（試案）について

出席者（50音順）

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、
田崎構成員、丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員、
増田構成員、宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 少し早いのですが、先生方皆さんおそろいですので、第7回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームを始めさせていただきます。週の半ばで、午前中のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日9日と次回の議論で、ワーキングチームの素案をできれば取りまとめて、上の委員会に上げたいと思っております。取りまとめ段階ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料の確認と、本日の出席状況を事務局からお願ひします。

○森公認心理師制度推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料1、試案について、資料2、「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標(試案)、資料3、大学及び大学院における必要な科目(試案)の考え方、資料4、大学及び大学院における必要な科目(試案)、資料5、公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)、資料6、法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について(試案)、資料7、公認心理師試験について(試案)、資料8、受験資格の特例について(たたき台)。参考資料1、公認心理師の資格取得方法について、参考資料2、中嶋構成員提出資料、参考資料3、関係団体要望書、参考資料4、第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける主な意見(案)です。資料に不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

本日の出席状況ですが、全員に出席していただいております。以上です。

○北村座長 資料は大丈夫でしょうか。それでは、議論、議事に入ります。内容に関しては、多少変わったところもありますが、テーマを決めてというか、議論の分かれるところは要望書を見ると、かなり絞られてきていると思ひます。その辺りを中心にお願ひしたいと思ひます。

簡単に頭出しだけすると、科目について、特に大学院の科目について、それから、実務経験の長さ等について、それから、国家試験と現任者の国家試験受験資格、あるいは、特例の考え方等です。いつもこの会議の後ろのほうの話になって、十分理解されているのかよく分からないうちに進んでいるところもありますので、本日は、そこのもきちんと時間を残して、特例とか、そういうところをしっかりと見ていただきたいと思ひます。

それでは、到達目標と必要な科目の資料について、内容の変更のあるところ等の説明をお願ひします。

○松本主査 事務局でございます。まず、資料1から資料4までです。前回の資料とあまり変わっておりませんので主な変更点のみ御説明いたします。資料1が試案の表紙に当たるもので、資料2が到達目標についてです。資料2の3ページを御覧ください。15番の心理に関する支援のところについて、前回頂いた御意見を踏まえて、15-2. 訪問による支援、アウトリーチのところを少し追加しております。その下の15-3.に、「支援を要する者の特性や状況に応じて適切な支援方法を選択・調整することができる」、また、15-5.に「心理療法やカウンセリングの適用には限界があることを説明できる」と追加しており

ます。

資料 3、科目の考え方です。2 ページの下の 3 分の 1、ウの大学院における実習の内容のところですが、下から 2 行目、前回の資料では「個別面接の時間」というような表現をしておりましたが、「支援を要する者等の担当ケースに関する実習」というように文言を明確化しております。こちらは資料 4 の 7 ページにも同様の表現の変更があります。

続いて、資料 4 です。1 ページ目の科目の名称の一覧がありますが、こちらは特に名称の変更はしておりません。分類も変更しておりませんが、特に大学の科目については考え方によっては、少し異なる分類の仕方もあり得るといふことの注釈をページの一番下に付けております。

続いて、5 ページです。少し話が飛び飛びになって恐縮ですが、大学における実習及び演習の指導体制についてです。2 つ目と、4 つ目の○にある実習演習を担当する教員の配置人数と学外の施設における指導者の配置人数、こちらは御意見を踏まえて、それぞれ実習生 15 人につき 1 人以上と変更しております。

6 ページ、先ほど説明した到達目標の変更に合わせて、大学院における科目の⑦⑧の内容を、それぞれ 3. を追記しております。また、⑧ですが、前回の資料では「行動論に基づく」となっておりましたが、前回御意見があったことを踏まえて、「行動論・認知論～」というふうにしております。また、※2 の説明も少し変えています。

7 ページ、実習科目の内容についてです。(ア)から(オ)に掲げる事項のうち、(ア)の所に(1)、コミュニケーションというように追加しております。追加・変更点は以上ですが、細かいところで、少し文章を分かりやすく直しているところがあります。その点の内容や趣旨は変わりませんので、説明は割愛させていただきます。以上です。

○北村座長 主にカリキュラムについて御意見を頂きたいと思っております。3 団体から 1 つ御意見、御要望が届いております。参考資料 3 の御説明をお願いできますでしょうか。

○沢宮構成員 では、私から説明させていただきます。参考資料 3 にございますように、大学院における必要な科目、A 心理実践科目については、三団体会談として要望書を提出させていただきました。

公認心理師法第 2 条には、公認心理師は 4 つの行為を行うことを業とする者と規定されております。三団体会談では、その 4 つの行為に対応するように 4 科目を設定しませした。試案の中の「心理的アセスメントに関する理論と実践」は、三団体案の科目と適合しております。一方、三団体案の「関係者・地域社会における支援に関する理論と実践」は、試案の中にやや類似した科目があるのみで、残る「心理支援に関する理論と実践」及び「心の健康教育に関する理論と実践」については、試案に全く取り上げられておりません。

「心理的アセスメント」「心理支援」「関係者支援」「心の健康教育」という、4 つの行為を準備する科目が必要と思っておりますので、この 3 科目を追加して、大学院の科目の中に位置付けていただければと思っております。

○北村座長 心の健康教育というのは御説明いただいたということですか。

○沢宮構成員 「心の健康教育に関する理論と実践」については、教育及び情報の提供という4つの行為の中の一つに対応した科目であるにもかかわらず、独立した科目として入っておりません。ぜひこれを追加していただければと考えております。

○北村座長 このことについて何か御意見はありますか。①～⑤は、それぞれの業務に関することが書かれています。⑥～⑨は横軸というか、そのような感じになっていますが、⑦と⑧これが2つの理論であって、ほかにも理論があるので1つにして、心理支援に関する理論と実際にしてはいかがかというのが1点。それから、「家族関係・地域社会」という点に関してより明確にするために、関係者、ステークホルダー、地域社会にしてはいかがかということですが、本当に明確になっているか問題です。

そして、新しく追加として教育ですが、臨床心理士の方が学校現場あるいは地域の集まりとか、そういうところでクライアントではない人たちに、心の健康の重要性を教えるというような場面が多いように思いますが、その際に、教育に関する理論と実践のようなものを学んでおいたらどうかという御意見と理解しています。余り数も増やしたくないので、この御提案どおりであれば数は増えないです。何か御意見はありますか。

○増田構成員 今の沢宮先生の意見に補足です。心の健康教育というのは、学校でも一般社会でもとても重要なことだと思います。そこで、資料4、大学院における必要な科目ですが、⑨が「家族関係・地域社会」になっていまして、この中に、家族から地域社会というようにポンと飛びますので、「家族関係や集団」というのを入れたらどうかと考えております。というのは、学校では、エンカウンター・グループだったり、心理劇、クライアントが病院とかであれば心理劇等で、集団でアプローチすることもありますので、そこに家族関係、それから集団地域社会における心理療法に関する理論と実践という中に健康教育も入れてはどうかと考えております。

○北村座長 それで教育だということは分かりますか。自分が学べばいいと、集団に対する心理療法を自分が学べばいいと思うのではなくて、集団に対して、自分が教育者としてアクションをするというように読み取れますか。

○増田構成員 その集団というのをどう定義するかということになるとは思いますが、その補足の中で、内容の中に健康教育というのを科目の内容を入れているところもあったと思いますが、その中に、学校や市民に対して心の健康教育を行うということを入れれば、この整合性は取れるのではないかと思います。

○北村座長 ほかに御意見はありますか。では、川畑構成員からお願いいたします。

○川畑構成員 まず、理論の統合というか、1つの科目にしてしまうということに関して、私は反対です。力動論にしても、行動論・認知論にしても、これは世界中の臨床心理学の基本的な理論の屋台骨のような形で、大体教科書には書かれている2つの流れで、しかも、特定の心理療法を指しているのではなくて、総括的にそれを含めて書いてあるものであるということからすると、これをまとめてしまって、どちらかに偏ったような形の教育で終

わってしまうというのはまずいということで、両方バランスよくきちんと教えていただくというのが、非常に重要ではないかと思っています。

それから、心の健康教育の部分に関しては、私の個人的な感じとしては、結構、①～⑤の領域分野に、むしろ近いところでされる内容が多いのではないかと思います。例えば、産業分野であれば、ストレスのいろいろな一次予防とか、二次予防とかといった研修教育がありますし、学校場面であれば、例えば生徒に対して、いじめについて問題を心理教育するというような場面があるでしょうし、それらは、やはり領域に関連しているので、それだけを取り出して1つのものにするよりも、領域の中で教えていただくほうがいいのかという感じを持っております。

○北村座長 黒木構成員、どうぞ。

○黒木構成員 私は、⑦⑧をまとめて心理支援に関する理論と実践としたほうがよいと思います。現在、アメリカ精神医学会の基本の考え方は、まず力動論が基本にあって、その上に支持的な心理療法があり、その上に認知行動療法と、精神力動的な心理療法という構造です。そういう構造のモデル、すなわち、まず力動論が基本にあって、その上部に認知行動療法が成り立っているという図式が医学系では一般化しつつあるので、1つにまとめるのが、今後のいろいろな展開を考える上では有益なのかと思っております。

○北村座長 どうでしょうか。ほかに御意見はありますか。

○丹野構成員 心の健康教育に関する科目は確かに入れておいていいかという気はします。配布資料を頂いて、参考資料3の次ページに、臨床心理士の動向調査の報告書があります。その②の主たる勤務機関での臨床心理的業務の種類の中でも、臨床心理地域援助とか、その地域に対する教育的な仕事というのはかなり大きいので、大学院であってもいいと思います。

その下の臨床心理研究ですが、やはり「研究」の項目はこれまで軽視されてきていたのですが、「心の健康教育」と「臨床心理研究」とか、「研究」として一言入れておいていただいたほうが、今後の公認心理師の活動の広がりを考えるといいのではないかという気がいたします。

○北村座長 研究をどこに入れるのですか。

○丹野構成員 「心の健康教育及び研究に関する理論と実践」とかにすると、独立した科目として必要性が増すと思います。

○北村座長 資料4の6ページを御覧ください。⑦と⑧の「力動論に基づく」というところと、「行動論・認知論に基づく」ですが、その下の1.2.3.とそれぞれありますが、2.と3.は、⑦と⑧が実は文章が全く一緒なのです。だから、時間は余り減らしてほしくないのですが、1科目にしてもいいかなという気はします。1.が「力動論に基づく心理療法の理論と方法」。2.が、「行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法」。3.が、「心理に関する相談・助言、指導への上記理論の応用」。4.は、同じで、「心理に関する相談・助言、指導への上記理論の応用」を入れておくということです。そうすると、1.～4.ま

でになって、内容はほとんど減らないので、ここを2単位、2単位の4単位でやっていただくと一番いいと思います。科目は増えないで時間は変わらないでやれるかという気がします。

先ほどの黒木構成員の解説を聞いても、この力動論が1.であれば、その思想もあるのではないかと思います。御意見がなかったので先にいきます。

それから2番目の家族関係を「関係者」にすると、かえって分かりにくいので、先ほど御意見があったのを全部採用して、「家族関係・集団・地域社会」としてしまえばかなり具体的になるのではないかと思います。今、言った6ページの⑨を見ると、地域社会や組織に働きかけるところを、「地域社会や集団・組織」にすれば、細かいのも入るのでいいと思います。そうすると両方に家族関係等集団とも入っていますし、少し集団も入っていますのでいいのではないかと。

そして、1つ新しく、心の健康教育に関する理論と実践のどこに研究を入れるのでしたか。心の健康教育に関する研究と理論、研究は全部に入っていると言えば入っているので、当然、この科目を教える先生はその研究をしていただくのですが、問題はこれを入れると、教える人がいるかなのです。教育学部から誰か呼んでくるかという話になっても困りますので、かといって、心理士の方の活動の結構なところでは、講演とか、小さい集団でもお話をされて、心の健康教育の重要性をお話になるのは多いのではないかと考えております。実際、お話がうまいですね、心理士の人は。下手な人もいるのかもしれませんが、私が聞いたのは、本当に引き込まれるお話を聞いたことがあります。うまいこと経験などもお話になって、だから健康な人に、心の健康が大事なのだというのは大きなミッションだと思うので、是非、入れていただきたいと思います。

○増田構成員 今の⑨の5番目に、「心の健康教育の理論と実践」という形で入れると一番すっきりするかと思います。

○北村座長 どこにですか。

○増田構成員 6ページの⑨の今、北村座長がおっしゃった家族関係・集団・地域社会における所の5.です。

○北村座長 そうですね。

○増田構成員 5.に、「心の健康教育の理論と実践」という形で入れるといいかと思います。

○北村座長 場所が落ち付きますね。

○増田構成員 はい。

○北村座長 分かりました。ありがとうございます。では、そのような変更にするとして、ほかの科目については。

○吉川構成員 今の⑨の家族という言葉が残ったことで大変有り難いと思います。資料4の1ページの大学における必要な科目B.の心理学発展科目の16番の「福祉心理学」のところを「家族・福祉心理学」にさせていただくと、学部段階でも家族について学ぶことが

できます。少子高齢化の時代、家族に対する支援、家族に対する理解、その重要性の理解ということは非常に大事になっておりますので、やはり学部の科目でしっかり家族を学んでいただきたいと思います。もしこの科目名が「家族・福祉心理学」になると、例えば、学ぶ課題というところで言うと、資料2の3ページ、下の17.「福祉に関する心理学」になっているところに17-1.として「家族における心理社会的課題及び必要な支援方法について説明できる」を1つ入れておいていただくと、家族を視野に置いた福祉支援、もちろん、それプラス施設における福祉ということで、両方を包括できるのではないかと考えております。いかがでしょうか。検討をお願いいたします。

○増沢構成員 家族に関して入れ込むことは本当に賛成ですが、それを家族、福祉と家族というのは福祉の領域とは限らないと思います。

○北村座長 そうなのです。

○増沢構成員 だからもしそうするのであれば、別立てが適切かと思えます。

○北村座長 事務局として、学部で科目数を1つぐらい増やすのは大丈夫ですか。

○松本主査 そこは構成員皆さんの議論の結果ということで、よろしいかと思えます。

家族という言葉については、科目で言うと、資料4の⑩の内容に「家族、集団」というところが入っていますので、こちらでという考え方もあると思います。

○北村座長 3.に「家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響」ということで、家族という言葉も入っていますから、こちらでやるということにしましょうか、それと福祉とは、確かに感じることは。

○吉川構成員 それでは⑩の所に「家族・社会・集団心理学」でお願いできればと思います。

○北村座長 そちらのほうがいいと思います。

○吉川構成員 はい、お願いします。

○北村座長 ⑩のタイトルにも家族を入れて。最近、LGBTとか、いろいろ家族が複雑になって、きちんと家族という言葉を入れたほうがいいですね。ほかに御意見はありますか。では、取りあえず、科目のところはこのようなところで。

○増田構成員 すみません、資料3の1ページ、実習科目ですが、これは大学も、大学院も関連するのですけれども、主要な5分野という形で、「保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働」ですが、第2回目のときでしたか、論議になりましたけれども、産業・労働ですが、産業・労働の件で少し当たって見たのですが、企業とかは見学さえもちょっと難しいということがあるので、EAPだったり、個人開業、それからNPO等々で、勤労者のメンタルなりやっているとこも入れてはどうかなと考えております。だから実際にこれがマストになると、産業・労働のところ、学部生が企業に見学に行くにしても、大学院生を見学実施させるにしても、ちょっとハードルが高いような気がします。

○北村座長 現状ではそのとおりだと思います。ただ、ここに入れることによって、現状を変えたい気持ちがあります。先生方御存じのとおり、電通事件のようなことが起こって

いて、もちろん働かせ過ぎるのも問題なのですが、企業におけるメンタルケアというのは極めて今後、重要になってきています。

それから、厚労省のきちんとした名前は厚生労働省です。だから労災病院もやっていて、労災病院の中にがん患者さんの復帰事業とか、産業衛生の部分を労災病院を中心にいろいろやっていますので、その教育機能のようなものを、是非、ここにもし条文が載ることによったら、厚生労働省は条文が載ってしまったのだから、国立病院あるいは労災病院、その他の病院でがん患者さんの職場復帰をやっているのだから、そこに心理師の人が入る仕掛けを作ってもらおうとか、そういう見学する場所を増やしてもらおう。もちろん企業のほうも企業内診療所とか、企業内などにいろいろとありますが、労働安全衛生委員会とか、そういう所の見学に来てもらうとか、いろいろな研修場所をつくってもらえるのではないかと期待しています。でも絶対、重要ですよ、今から。

○増田構成員 そうですね。

○吉川構成員 資料4の1ページ目の記述についてのお願いです。A.B.C.の学部の心理実習80時間以上と書かれています。それから、大学院については下から3行目、心理実践実習450時間以上と書かれています。詳細については非常に丁寧に記述を変更していただいたのですが、この1枚目を見たときに、すぐにそれが分かるように、「80時間以上・事前事後指導を含む」、「450時間以上・事前事後指導を含む」の記載を頂けると大変助かります。御検討ください。

○北村座長 ただ、現場が大変なのは分かるので、事前事後を含んで、絶対現場に見学に行くのは1週間は取ってねという気持ちがあるので、先生がおっしゃるとおりここを書いてしまうと、何か下に誘導するみたいで、少し抵抗があります。気持ちは分かるのですが、内容はそれでみんなで合意したのも間違いありません。

○吉川構成員 実習の時間については、この「事前事後指導を含んでもよい」ということが、しっかりこの場で合意されたということが共有できればと思います。よろしくお願ひします。

○増田構成員 資料4の5ページですが、「大学における実習及び演習の指導体制」です。これは大学院にも関連するのですが、7ページにも関連しますが、学外の施設に所属する実習指導者の要件ですが、いずれも満たすもので講習会、公認心理師、それから経過措置として精神科医又は臨床心理技術者とありますが、医療領域であればこれは可能だと思いますが、教育領域で言いますと、実際に精神科医はもちろんいませんし、臨床心理技術者もいない場合が多数あります。

もしこれがマストになりますと、所定の講習会も受けてくださいということになると、教育領域の実習先を確保することが非常に困難になりますので、この文言に関しては、医療領域ではこれがよいだろうと思いますが、福祉の領域は増沢先生のほうがお詳しいのですが、その他の領域については大学の教員が責任を持って指導する等々で、実習先で少し分けないと、これでいくと実習先の確保がかなり厳しいのではないかなと思います。

○北村座長 4つ目の○で読めないですか。「ただし、当該施設に実習指導者がいない場合は、教員が実習施設に実習生と共に訪問し、実習生に指導を行うこと」という、月曜から金曜まで共にとは言わないです。せめて月曜は一緒に行って、うちの学生ですと。それで指導内容を一緒に確認し、あと火曜から水曜は、実習が終わったら1回学校に来て、やったことを先生と振り返って、それで1日の実習が終わりとか、距離にもよりますが、メールで実習を指導するということもありだけれど、せめて月曜日は一緒に行っていて。

○増田構成員 実習先が実習生5人につき実習指導者1人ということになると、実習先が10箇所だったりとか複数になります。そうすると、一緒に指導教員が行ってするのは、どの程度を求められるかというのにもよりますが、少し厳しいかなとは思いますが。もちろん一緒に行き指導する。そして事前事後、ヒアリング、集団SVをするということとは必要ですし、それが実習の目的ですので、そのことはしますけれども、これだけでいくと少し厳しいかなと考えています。

○北村座長 例えば司法とか、そういう所は確かに指導者が少ないとは思いますが、年に1回は行ってよみたいなきはします。1度も行ったことがないというのも。

○増田構成員 それは行きますけれど。

○北村座長 そうですね。年に1回でいいとは言わないけれど、仕方がない場面もあるかなと。そうすると1回行って、その後5人ずつのグループが10週間にわたって行くというのもありかなと思います。

○川畑構成員 医療以外の実習先については、今、増田先生が言われていたように非常に大事で、というのは心理士の仕事の形態が、医療の機関であれば常勤でというケースがかなりあると思うのですが、それ以外の領域であると、非常勤であったり、単発的であったり、そういうケースが多いのです。そうすると、常勤で実習指導者がいるというケースが非常に限られてくるので、大学院の教員が実習指導を行うという形は、かなり必要になってくると思います。

ここの学部の、大学の実習施設の所でのただし書です。「当該施設に実習指導者がいない場合は」うんぬんという、この部分がそれを意味するということであれば、まずそれを1つ、はっきりとそれを認識した上であればいいかなと。プラス、やはり大学院のほうも同じ文言を入れていただく必要があるかなと思います。単に見学だけでなく、学生を行かせても、一部教員が伴って行って指導する、あるいは実習の合間に大学に戻ってきて指導するという、そういう形での指導。現場では、例えば指導していただく、実習を担当していただく先生は、必ずしも公認心理師や臨床心理士の資格を持っていない、例えば相談担当の先生であったりという、そういうケースが多いと思うのです。なので、大学院の実習の所にも、ただし書を入れていただいたほうがいいかなと思います。

もう1つ、まとめて言ってしまうのですが、先ほどの産業・労働の部分です。北村先生がおっしゃったことで大体いいと思うのですが、いつだかの資料に施設候補のイメージとい

うことで、「産業・労働分野が組織内健康管理センター、相談室、障害者雇用の促進等に関する法律に規定された」うんぬんとあるのですが、プラス、特に学部の実習、大学院の実習で、普通の会社の働く現場ですね。例えば工場でどんな安全衛生管理がされているかという、そういう場面に行かせるということも、可能であれば実習に含めれば、かなり可能性が広がるのではないかなと思っています。

○北村座長 正にそう思います。そう思ったのは産業の所です。その前に戻りますが、指導者なき実習はあり得ないという、根本的なのは皆さん共通で、もちろん現実を考えたらず導者がそこにいない場合があつて、そういうときは5ページの「ただし」に書いたことであうまくやってください。だから、例えば教育現場で週1回しか来ないような場合でも行って、学生に「あなたの今の指導者は誰ですか」と言ったときに、教員の名であつたり、誰かが指導者ですとはっきり言える、「私の今週の指導者はいません」というような実習はあり得ない、そういうことでよろしいでしょうか。

問題は大学院にまでこれを入れるかですね。学部は見学がメインになつても仕方がないということですが、大学院は体験を主にとということにしています。されど、学校現場等では指導者がいないこともあるかもしれません。どうでしょうか。

○増田構成員 指導者は実習の場合は必ずいるのですが、その人の要件の問題だと思うのです。それが心理技術者ではなくて、特別支援に非常に長けた先生だったり、教育相談に関して非常に長けた先生だったりということですので、この2つの要件、精神科医又は臨床心理技術者というのと、所定の講習会を受けてくださいということになると、ハードルが高くなるかなと思っています。だから指導者は必ずいないと、大学院生が実習に行ったときに非常に困ったり、指導したりしてもらえませんが、指導者は必ずいるのですが、学外実習の指導者の要件のところですか。もちろん大学院では、どの領域に関しても事前・事後・中間でSVしたりということはあると思いますが、この要件がそのまま適応されると、教育領域ではなかなか難しいかなと思っています。

○中嶋構成員 経過措置として当分の間は、「5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等」という「等」が、そういった実習指導者の方も含むという形で、疑義解釈のときにそういう形で入れ込んでおけばいいのではないかなと思います。

例えば心療内科医とか、その他の科のドクターとか、総合診療医とか、そういう方でも実習指導が可能なので、この「等」というのが臨床心理技術者のみにかかっているわけではないと理解しているので、疑義解釈の際に、そういった教育領域で実習指導者となられる方を別途指定するという形で取り扱うのがいいかなと思います。

○北村座長 そこで私も正にそう思ったのです。「臨床心理技術者等」で実際に現場でやっていたらしゃる特別支援学校の先生とか、そういうのも含まれるのではないかなと思います。1つ希望は、そういう方であっても所定の講習会を受講していただきたい。あるいは受講するチャンスを用意していただきたいと思っています。それは医者や臨床研修で、余り評判はよくない面もあるのですが、評判がいいのは指導者研修会なのです。全ての指導

者は、何時間か忘れましたが2泊3日ぐらいの講習会を受けなければいけないというので、現場の先生方の、医者教育の教育マインドがかなり上がったので、そういう方も指導者としての講習会を是非受けていただきたい。そうすると、学生や大学院生を引き受けたときに、結講モチベーションが高くなると思います。科目はよろしいでしょうか。

○丹野構成員 前回、単位数についての議論があったと思うのですが、1科目を最低2単位とするような文言を入れるという話になったと思うのです。その方針だと思っていたのですが、今回はそうならず、資料3の1.のアの「単位数等の規定」という所は、大学も大学院も、「省令で単位数等は定めない」となっています。前は確か大体1科目は15回ぐらいの授業だというイメージを北村先生から言っていたのですが、それも無い。全く大学の自主性に任せるとなっているのですが、それだと前回申したように、全ての科目を1単位にしても、つまり1科目0.02単位でも法令違反にはならないということになる。やはりそういう歯止めが本当に必要ないのかどうか、議論いただきたいと思います。

○北村座長 常識の範囲でやってほしいという気もあるのと、実は1単位が何時間というのが余りはっきりと決まっていな点もあって。

○丹野構成員 大学では1単位は15時間と決まっています。

○北村座長 そうですね、決まっていますよね。でも、1科目1単位以上は必要でしょうし、普通は2単位ですね。

○丹野構成員 このワーキングでは、そういう前提というのは認められていると思うのですが、これが世に出た場合に、例えば医学部とかなら、1つの何々大学の医学部という中で、いろいろな単位が決められていて、多分、単位数は大学に任せられているのだと思うのです。しかし、公認心理師の、特に大学のカリキュラムは、そういう指定校ではなくて、学生がいろいろな大学とか、いろいろな所から、放送大学とか、科目を集めて認定するわけですね。

そういうときに、私は何々科目を0.02単位取りましたというのをまとめても、全然法律違反にならない。それを認定する指定試験機関、多分、心理研修センターが非常に困ることになると危惧しています。指定試験機関の業務が膨大になるし、そういうものを2単位取らない学生をリジェクトできないということになるので。

○北村座長 正確ではないのですが、医学部も単位数、時間数は決まっていなです。科目名だけだったと思います。

○丹野構成員 回数は決まっていますか。科目名だけですか。

○北村座長 科目名だけ必修ですとなっていて、時間数は決まっていなのですが、大学基準協会が昭和20何年に決めたのが、未だに踏襲されています。内科は何時間みたいな。

○丹野構成員 そういう暗黙の基準があればいいのですが、心理師の場合はないですね。

○北村座長 だから認定協会が自主的に決めていただいて。

○丹野構成員 「認定協会」というのは、「心理研修センター」のことですね。

○北村座長 心理研修センターに決めていただいたほうが。

○丹野構成員 そこにお任せするという事でよろしいのでしょうか。要するに指定試験機関に任せるという合意があればいい。

○北村座長 そうですね。余り省令で書くと、また身動きがとれなくなるかもしれないです。科目に関してはよろしいですか。それでは、次の実務経験、多くの御意見が来ています。事務局からお願いします。

○松本主査 資料5を御覧ください。「実務経験について」です。前回から変更した箇所としては、2番のプログラムについて、こちらは2行目の途中、なお書きを追加しています。「プログラムの審査及び認定について、当分の間は文部科学省・厚生労働省にて行う」と資料に明記しました。

また、プログラムの内容の例については、先ほども御説明しましたが、内容の最初のポツの所、「個別面接」とあったところを「ケース担当」というように、少し文言を書き換えています。

また、参考資料2のほうに、具体的なプログラムの内容、実際のイメージがあったほうが議論しやすいかなと思いますが、中嶋構成員が作成されて、提出されておりますので、後ほど少し御説明していただければと思います。

また、先ほども少し議論の中で言及がありましたが、関係団体からワーキングチーム宛てに要望書がありましたものを参考資料3として付けています。こちらも適宜、御覧ください。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。今からの話は第7条第2号、「4年制大学において省令で定める科目を履修した後、省令で定める期間の実務経験を経た者は受験資格がある」という2号ルートです。この実務経験について、今までの議論は、ただ漫然と実務経験したのでは駄目ですよと。プログラムを用意して、プログラムに入って、そこで何年かの実務をやって評価も受けたものを、実務経験として認めましょうということで、まず期間と内容です。内容に関して中嶋先生から、この例としての参考資料2を御説明願えますか。

○中嶋構成員 お時間ありがとうございます。医学教育の概念を入れて御説明しますので、不足の点や間違っているところがあれば、北村先生に是非、補足・訂正をお願いしたいと思います。

そもそも経験期間を2年、あるいは2~3年、3年、5年と期間の議論ばかりをやるのではなく、公認心理師のカリキュラム等検討会のワーキングチームとしては、やはり年数というよりは、プログラムそのものについて考えていただきたいと思います。

そもそも公認心理師法に言う第2条の行為を業とする者を、受験資格を与えるためにどのようにカリキュラムで教育すればよいかということであって、それが何年あれば十分かということよりは、そういう資質を担保できるようなプログラムであればよいわけです。カリキュラムについては2号ルートでも1号ルートでも、アウトカムベースド・エデュケーションに基づいて考えましょうということが、一応このワーキングチームのコンセンサ

スだと理解しています。

医学教育の領域で Frank によれば、プログラムというのか、そういう教育は 4 つの項目で成り立たなければいけない、4 つの項目が重要だと言っています。1 つはそもそもアウトカムベースであるということ。それから 2 番目は、どのような能力を身に付けるかということ、重視するということです。3 番目は履修時間重視の風潮を打破するということ。4 番目が何よりも重要で、私はプログラムで強調したいところですが、学習者中心性というものを促すという、そのようなプログラムであるべきだと考えられています。教育はあらかじめのプログラムをこなすことで自動的に学習者、実務者が成長していくというよりは、むしろ成長を促す、自ら学ぶという姿勢を強調することが必要だと思っています。また、プログラムの期間がどれぐらい必要かということは、進路に従ったマイルストーン、一里塚というものが設定されるべきだと思っています。

これから 1~6 ページまでの資料の所です。まずはチェックリストの例として上げてあります。チェックリストを御覧になっていただくと、1~5 ページまでの細かい項目ですが、これは第 6 回の公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおいて提示されたカリキュラムの要求水準というもので、それぞれ項目が立っています。それを C.B.A.A+ という形で、C. は 50% 未満、B. はほぼ十分、A. は十分、A+ は優秀、81% 以上という形で、まずはそれぞれが自己評価していただく形になります。例えば知識であれば、当然のことながら知識のテキストであるとか、あるいは既に試験が行われていれば、試験の過去問題などで、60% 取らないと合格ラインではないので、80% 取れるので、基本的に十分だろうと思います。

また、技能等であれば、これは陪席して学ぶということから、一緒にだったらできる、1 人でできる、1 人で全部こなせることが複数回あるという形で、それぞれ C.B.A.A+ という形で成長していくものだろうと理解しています。

1~5 ページまでは、それぞれの項目についてチェックするという形になっているのですが、6 ページ目を御覧になっていただくと、これは実習等で学ばなければいけないということについての評価になっています。それぞれ心理に対する支援を要する者及びその関係者に関する心理検査、心理面接、地域支援、ニーズの把握と支援計画の作成、チームアプローチ、多職種連携、地域連携、職業倫理及び法的義務への理解。(1)、(2)については、これは全く実際の技能としてやるわけですから、そういう形で見学・説明を受けたというレベルから、協働であるいは一部を施行する、単独で施行する、あるいは複数例施行して、可能であれば習熟するということで、かつ検査については、今まで経験した検査をリストし、習熟しているものについては、それは習熟していることを示すのが必要だろうと思いますし、それから心理面接については、今日はウィークリースケジュールのほうは示されていないのですが、ウィークリースケジュールなどの記録に基づいて、全て経験した記録は、ケースミックスという形で記録する体裁になっているのですが、そういった形で心理面接のケース数と面接数というものを把握し、うち 3 例は指導を受けてレポートを

提出するという体裁にしてあります。

そして、(ア)-(3)から(イ)(ウ)(エ)(オ)については、これは私が提案しているプログラムではということですが、週別の課題を毎週提出するということを求めて、実際どの程度、実務経験を理解・修得しているかということについて、評価をするという形になっていません。

これらを6か月に1度、まずやります。そこで視点として着目していることですが、もともとチェックリストはミニマムリクワイアメントになっているので、そういうところで何が足りていないかということについて着目して、更にこれからの半年間、あるいはその先、どういうことを学ばいいかということ特定しながら、そこを教えるという形のやり方になるかと思えます。

24 か月までこれを続けまして、その後、修了時あるいは試験受験前でしょうか。やはり態度についてもチェックする必要があるかとは思いますが、それらの態度につきましては項目を絞って、クライアントさんも含めた450度のフィードバックという形で、同僚や他職種、あるいはクライアントさんからの評価みたいなことで、きちんと公認心理師としての資質・態度があるかどうかということについての評価も必要かなと思っています。

7~10 ページまでが、実際のプログラムの例です。7 ページ目にありますように、これは一般病院における公認心理師の実務研修プログラムを例にとっているのですが、実際に精神科病院や精神科診療所のような精神科領域でも、別な領域においては違うプログラムになるでしょうし、指導の体制はそれぞれによって違うのは当たり前のことだと思っています。

実際のスケジュールの例が8~10 ページにありますので、そちらを御覧になっていただくとイメージしやすいかと思いますが、8 ページ目が病院の中で過ごしている場合、9 ページ目は福祉領域に1週間出掛ける場合、10 週目は産業領域ということで、企業の健康センターで先輩の指導を受ける場合という形で書いてあります。毎日朝のミーティングがあって、どういうことをやるかということと、それから検討すべき事例についてまとめた後、リエゾンという入院患者さんに対する心理支援を主にやって、午前の終わりに予診をやったり、あるいは個別の面談をやったりして指導を受ける。それから、午後はもの忘れ外来に陪席をして、家族のお話を伺ったり、あるいは必要に応じて心理検査を行ったりということをして、16 時半から全員が集まっての事例検討というのを、全て検討するという形でやっています。

また、金曜日の夕方には、その後、指導責任者であるA先生の個別指導というものが行われますし、例えば院外のセミナー等があれば、必要に応じて出るような形になっています。土曜日の深夜までには、今週の課題というものを出していただく形になって、このようなリエゾン、予診、個別面談、検査記録というのは、全て指導者A先生のスーパービジョンとカウンターサインを受けるという体裁になっています。今週の課題という形で、いろいろ課題をやりまして、課題の出来がどうかということについて検討するという体裁になっています。

また、他職種に対する教育の機会というのは非常に重要だと思っているので、私どもの病院のようなイメージで、一般病院であれば一緒に回っている研修医さんに講義をする、あるいは講義を教えてもらうという機会をできるだけ求めて、総合的に教育が進むような形にすることになっています。

9 ページは福祉施設の例です。これも担当居住者の方を御紹介いただいて、可能であれば新しい居住者の方や、あるいは家族の方に、面談する際に陪席していただいて、午後に音楽療法であったり、園芸療法であったり、回想法であったりといったような、心理支援の場面がありますから、そういったところで実際の活動に参加していただいて、現場の先生の指導を受けるという形で、直帰していただくという体裁になっています。

また、産業領域の例が 10 ページにあります。こちらは指導者の E 先生の下、業務の見学。こちらのほうは、ほとんど見学になろうかと思うのですが、施設のほうが許せば、従業者面談に陪席させていただいて、そして E 先生と当然まとめをやりませう。外部の施設においては当然、E 先生だけではなくて、A 先生に当たってもスーパービジョンを受けるという体裁になっています。

このような形で結局何を目指しているかといいますと、臨床のスキルというものは、仕事を信頼して任せられるレベルの活動、Entrutable Professional Activity、EPA と言いますが、Dreyfus という方がおっしゃっているモデルでいえば、「独り立ち」できるということです。すなわち「責任を持って行動して、全体像を見渡せるようになる。直感的思考を使えるようになるが、複雑で珍しい事例では分析的思考を用いる」というのが、「独り立ち」の定義になっていますが、その一歩手前ぐらい。つまり私どものプログラムでいえば、「日常業務に習熟し、上級業務の現場での指導が必要であるが、時に自発的に遂行することが可能である」という、そういうレベルを達成しているかどうかということ、こういった形式的評価だけではなくて、やはり形成的な評価。スーパーバイザーである A 先生との間のやり取りに応じて、細やかに A 先生が学ぶべき課題とか、あるいは学び方について、必要なものを同定していただいて、教育をやっていくという体裁になろうかと思えます。

最後に 11 ページ、そういった意味で厚労省や文科省のほうでプログラムを認定していただけるという方針のようですが、一応の認定基準のチェックリストの案というものを示してあります。今お話したことが、これらのものに入っていると思います。ですから、私の案を通してのお願いは、2 年だろうが、3 年だろうが、5 年だろうが、それは実際にプログラムを修了して、ちゃんと受験させられると指導者が認定しない限りは受けられないわけですし、かつ、その受けた人が結果的にどうだったかというようなことは、この 1 号ルートと 2 号ルートの、例えば公認心理師の合格率を比較することで、やはりこれでは駄目だという話になるという、そういう形で検討可能なものですから、是非 2、3 年で 3 年目には受験できるということで合意いただければということをお願いしたいと思います。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。イメージを統一しますと、まずプログラムがあって、そこで実務があるということなので、何気なく2年、3年やったから、もう3年たったから、ぼちぼち受験したらどうかということはありません。大学4年を卒業して、何とか病院の実務コース、公認心理師受験コースに応募する。

定員が例えば3人あると。それで「僕、行きたいです」と。そうして6人いたら、3人を選抜試験をそこでやってもらって、3人がそのプログラムに入る。そうすると、このプログラムにのっとって、研修をしたり勉強をしたりして、チェックをもらい、レポートを出し、そして何らかの評価を受けて、それで中嶋先生の修了の判子をもらう。そして受験するというイメージです。

その修了要件としては、このレポートが全部書かれているとか、ここにはなかったですが、態度評価も含めて、EPAは最近流行りなのですが、臨床の実習のときに、この子は何ができる、何ができるといふのを10項目ぐらい書いてあるのですが、それをできるといふ言葉であるのですが、それができると修了の判子をもらうというイメージです。恐らくプログラムの中で公認心理師になったら、その病院で雇うとか雇わないとか言うことは、プログラムの要件にはならないとは思いますが。

3人卒業して、3人とも公認心理師になったけれども、正職員として雇うのは1人ですよ、みたいなことはあり得るのだと思いますが、希望は毎年定員を変えてほしくないですね。ある病院が毎年3人採るならば、うちは3人でいっぱいになったから、来年は採りませんと言ったら、学部の学生が困るので、もし3人のプログラムを提案されたのなら、ずっと、少なくとも教育は3人ちゃんとやっていただきたい。

経営的に駄目だったら仕方がないですけども、思い付きで、「うちはもう公認心理師がいっぱいになったから、今年は採らないです」と言ったら、学生はうろうろしますから、ちゃんと計画的に採用するようなイメージでやる。ただ、いずれも大学院卒業の人を雇ったほうが早いとなるような気もしないでもないですが、それは余分です。プログラムが優先です。プログラムが優先であると。

多くの人から頂いている問題は、2年にするか3年にするかです。見たとおり、このとおりやったら2年で済みません。更にまだこれで足りないものがあって、この例で言うと、産業と福祉は行くのですが、司法と教育は行かないので、その分、勉強のほうでしっかりやってほしいのです。それは指導者と相談することで、スッと済んでいるのですが、それはどこかにありましたね、指導者と相談するというのが。

○中嶋構成員 7ページです。

○北村座長 7ページの真ん中、④です。「教育・司法分野での知識獲得は、指導責任者と相談の上」で行うというのは、これでは駄目で、きちんと、例えば、放送大学であるとか、何とか専門職大学院の夜間コースに行くとか、何とか大学の科目別履修をすることか、きちんと、いわゆる大学院の人と同等ぐらいの知識は持っていますよという担保は必要だろうと思います。

ですから、プラス土曜日、日曜日は大学院に行って、教育と司法を勉強するというのであれば、これがもし2年間であっても恐らく大変で、3年ぐらいにはなるようには思いますが、基本的には期間ではなくて、プログラムの内容で認める。そのプログラムは文科省と厚労省が直に決めるということなので、これも両方が決めるのですか。それともどちらかで決めるのですか。

○田原精神・障害保健課長 両方で決めるということになるかと思います。そもそもこの制度自体は、文科省と厚労省の共管ですので、併せてやることになると思います。実務的にどのようなやり方にするかは、少し協議をしていきたいと思います。

○北村座長 では、厚労省がいいじゃないかと言っても、文科省がこれでは足りないということはあり得るわけですか。

○田原精神・障害保健課長 それはあらかじめ整理をしておくということなので、それを出してきていただいて、どちらかが良くて、どちらかが駄目ということにはならないのだと思っております。

○北村座長 しっかりとしたカリキュラムの基準を作っていて、それを出してくるということですね。

○増沢構成員 プログラムをお示しいただいて、具体的にイメージできたのですけれども、私がある意味イメージしていたことと、ちょっと違う感じがしています。そこが何かというと、今、示されたものは、現場にある種の教育機関的な機能を併設させるという意味合いをすごく強く受けたのです。

一方で、私はこの2号の考え方は現場にいる人たちが、現場の、要するに学びというものはたくさんあるわけで、しかし、それだけでは非常に偏りがあって、そこを補完するために、いろいろなプログラム、大学の座学を取り入れるとか、ほかの所に実習に行くことを考えていくという、むしろ私は後者のイメージでいたのです。これだと、例えば福祉機関でも、産業でも、新たにこういう教育機能を追加させて、毎年何名募集という、そういうイメージなのではないでしょうか。

○北村座長 どちらかと言えば、病院に教育機能を持たせるのに近いです。ただ、教育といっても知識レベルは座学で入りますよね。このカリキュラムだと知識レベルは弱くなります。されど、実務的な技能とか、使える知識は増えます。ですから、知識の部分は科目の履修なり、夜学とか、そういう所では補完する必要があると思います。

○増沢構成員 そうしますと、例えば福祉の領域に、4年制の大学を出た後に常勤で採用されますと、一生懸命その実務をやりながら、その領域の専門性なりは深めていくのだけれども、当然足りないものがありますよね。それを大学とのコラボであるとか、あるいは、なかなか福祉機関でほかの領域に実習に行くというのは、現時点では非常に難しいけれども、しかしそれが可能になっていく。私はこのことは大事だと思っているのですけれども、資格を取った後もほかの領域に実習に行くとか、そういうことになったら、本当にいいことだと思うのです。

そういうことができていったときに、その道はないということになるのでしょうか。そういうプログラムをもった機関がちゃんと作られていないと、そこにいったものはその条件を満たさないことになるのでしょうか。

それとも現場に採用されても、ほかに実習に行ったり、大学とコラボしながら勉強していったという人は、そのチャンスはまだあるという考えなのでしょうか。

○北村座長 これを見て工夫されているなど思うのは、企業、企業内産業心理を1週間なり、そこで実務をやるという工夫があり、それから関連した福祉施設で1週間やるという、それもプログラムに書き込まれていて、ほかの職種の経験をしっかりとやる。

やりやすいところだけと言えばそうなのだけれど、入れているのが強みというか、何かそれぞれの病院、例えば精神科の病院であっても、関連の福祉施設とか、どこかうまいこと連携して、他職種を2つぐらいは経験してほしいと思います。福祉施設の人でも、その後方の病院の中の心理士が活躍する場合とか、近くの学校とか、うまく連携してプログラムに是非書き込んでほしいのです。

ですから、決してそれを閉ざすものではないです。プログラムの運用によっては、ここを空白にしておいて、この1か月はA福祉施設か、B学校か、C鑑別所のどこかへ行きまわすということでもいいかもしれません。始まる時点でどこの鑑別所に行くとは決まっていなくても、調整して必ずこの3つのうちのどこかに行かせますというプログラムもあると思いますし、定員3人であればA君は鑑別所へ、B君は福祉施設へ、C君は学校へということがあってもいいと思います。

○増沢構成員 分かりました。ただ、現場に入るときに、こういうプログラムが先にありきで現場に来る人たちを募集するという形になるわけですね。そうではなくて、はじめに4年制を出て福祉機関に入職してしまったと。その人たちの道はどうなるのだということなのです。それはないと考えるのですか。

○北村座長 はい、プログラム優先ですので、そういう人たちを採りたいのであれば、自分でプログラムを出していただいて、厚労省、文科省のプログラムとしての認可をもらっていただいて、そして毎年1人採用するようにしていただきたい。入ってから、じゃあ何するか考えようかというのは、もう駄目だろうと思います。

○田崎構成員 中嶋先生に具体的な形を出していただいたので、すごくよく分かったのですが、私の考えていたのも、やはり基本的にはこういうもの、プログラムがあって、きちんとその認定を受けて、研修などに来てもらうというイメージです。つまり、その施設であり、あるいはこの指導者の責任ということも、そこにきっちり明示されるわけで、前回の会議で懸念された、例えば受付業務をやっとうんぬんなどということは、こういう枠組みの中ではあり得ない話なのです。

大体こうやって作ると、もちろんその施設によって業務内容というものは違ってきますが、中身というものは変わってくると思いますけれども、大体1日、最低1時間ぐらいの、こういう講義に近いような、あるいはグループワークに近いようなセッションというもの

は持つだろうと。

それを仮に週 5 回ほど回して、年間、仮に 30 週だと計算すると、大体 300 時間ぐらいが、仮に 2 年で計算すれば 300 時間ぐらいになる。つまり、大学院の授業とは全く質的には違うわけですが、時間的にはかなりそれに近いものが担保されてくると考えるのです。

年数のことは次で、まずはプログラムが優先と中嶋先生が言いましたけれども、年数で考えても、時間的にはそれぐらいのものは満たす。そして大学院で求めている授業の内容というものも、単に座学ではなくて、もう少し、そこに実習に行った経験をフィードバックしてということはかなり書いてあるので、そう遜色はない中身、ただ、かなり教育の形としては違うので、その発想の転換は必要になるのだろうなと考えています。

ただ、結構このハードルは高いですよ。実際にこういうプログラムを作って求めるにしてもハードルは高いので、これで手を挙げて動くかというのはどのぐらいあるか、結構これは簡単ではないなと思います。

ただ、医療機関などにしても、今までの関連で、例えば産業領域とか、あるいは福祉領域なども、連携は既にできている所も結構あるので、そういう意味で、ある機関が基幹施設になって、連携の協力機関を募って、こういう施設がチームになって、こういうプログラムを作ってやっていくということは、うまくやればできるかなと。ただし、ハードルは高いので、そう簡単にはいかないだろうと思います。

○宮脇構成員 中嶋先生のプログラムの内容を見せていただいて、これはハードルが高いなと思いました。その上、座長が単年度ではなくて継続的に、このプログラムで人を採用していくというか、そういう機関、そういうことが必要だということもおっしゃいましたよね。そうなってくると、なかなか手を挙げてくれる施設があるのだろうかと思えるぐらいすごい内容だと思って見えています。

特に 7 ページにプログラムの例がありますけれども、その例は病院という形になっていまして、私もイメージしていたのは、病院ぐらいしか、実際には実務経験が 2 年、3 年で受験できるような形でプログラムを作って養成できる所はないだろうと思っていたのです。これを見たら、ほとんど医療関係でも、なかなか手が挙がらないだろうと。毎年、継続的にというのは、かなりこれは難しいのではないですかね。

○北村座長 ただ、文科省にせよ厚労省にしろ、毎年認可するのですが、3 が 2 になる分にはいいですが、「去年までは採用しましたけれども、今年は採用しません」などということがどんどんあると、学生諸君が自分のキャリアデザインをする上で、「公認心理師になりたいのだけれど、うちはお金がないから大学院に行けないね。あっ、この道がある」などと思っている人がいるわけですよ。その人たちに対して定員が大きく動くようだと、社会としてもうまくないと思いますね。動かしてはいけないというのではないけれども、激変はやめてほしいですね。

○宮脇構成員 例えば精神科の領域でしたら、日本精神病院協会がありますよね。あのような協会が仕切ってプログラムを作って、それで手を挙げさせて、受け入れる所をという

形か何か、そのようなことを少し工夫していただかないと、各病院とか、あるいは各施設などでこれを継続的にとなると、ほとんど難しいだろうなどは思いました。

ただ、プログラムがこれだけ充実していれば、文句なしに良い人材が育つのもかもしれません。

○北村座長 多分、大きな精神科なり総合病院の精神科は、研修の指導あるいは看護も最近はそのようになっているので、プログラムがあって、そしてそこに若い子を入れて、卒業させるみたいなことは、ある程度経験はあると思います。

○宮脇構成員 それはよく分かるのですが、それを継続的にと言いますと。

○北村座長 それは大変ですが。

○宮脇構成員 ナースとかドクターだと継続的に雇用することはできると思うのですが、心理職を継続的に、毎年1人とか、2年に1人とかいうことでもかなり大変なことだとは思いますが。

○北村座長 確かにそうですよね。だけど、そのぐらい職域も広がる。例えば、最初に言ったように、3人をそのプログラムで採用したから、公認心理師の資格を取ったら、3人を正職員に雇いなさいというのは無理ですよ。

○宮脇構成員 でも、それでせつかく採って、採用されないということになったら、なかなか大変ですよ。

○北村座長 でも、大学院卒業して、公認心理師の資格を取った人も、そこから就活しなければいけないではないですか。ですからその人たちに交じって、就活するのでしょうか。

○宮脇構成員 なるほど、それはそうですけれど。この3の期間についても、意見を述べてよろしいのでしょうか。

○北村座長 はい。

○宮脇構成員 この3のところは資料7に関連しているのですが、最初の試験は平成30年と書いてあったと思うのですが、平成30年中にということ、30年度ではないということですよ。その後ですが、最初は現任者が受けるので、私はそれでいいと思うのですが、大学院生が大学院を修了する直前に受けるという形が基本的で、医療の関係の国家資格などは、1月2月の受験が基本だと思うのです。

そうしないと、例えば年度の途中などに受けることになり、一遍卒業してから空白期間があって受けることになり、これは非常に不利益になるかと思うのです。ですから、大学院修了の直前に受けられるようにしてもらいたい、これは強く思うのです。そうしていただかないと、せつかく基本のコースは大学4年、大学院2年なので、これが卒業してから、また受験するとなると、本当に就活とか様々なことにもものすごく悪影響があるかと思っています。それは是非とも1月2月ということをお願いしたいと思うのです。

それと関連してですが、私は大学4年を卒業した人が受験できるように、機会は与えてほしいということを何度も言っておりまして、今、このプログラムを見せてもらってハードルが高いなどは思ったのですが。ただ、その人たちは、2年以上とか、2、3年の実務経

験という場合は、必ず2年を経過しないと、この中嶋先生のを見てもそうですが、2年を終わらないといけないので、同じ2年でも修士の修了の2年ということですから、2年の前ですね。

実務の経験で入ってくる大学4年の人は、2年を経過した後になると、私がお願いしているような1月2月の受験ということになると、ほぼ3年になるわけです。この辺の差別化ぐらいのところ、是非、挑戦するのはこの2年3年というか、私は2年以上という言葉がいいと思うのですが、それでお願いしたいと思います。今、2つ言いました。

○北村座長 では、1つずつ。このチームのミッションではないかもしれないのですが、試験時期についてどう思いますか。ほかの医療職のように、2月実施で3月下旬に発表で、4月から行くと。ですから受験資格は何とか大学院卒業見込み、さすがに卒業見込みは12月より前には出ないので、卒業見込みを1月ぐらいに頂いて、発表は卒業証書が授与された後になります。

ですから、卒業できなかつたら、国家試験の発表では落ちたことになります。発表は全ての大学院の卒業式の後です。国立系は遅いので、卒業式が20何日ぐらいなのです。そうすると、発表はどんなに早くても20日とかその頃になります。それはここでは決められません、このチームの希望として書くことは可能かと思えます。

それから、実務経験2年といえ、2年修了見込みは駄目ですかね。修了見込みというのは学校と違って、やはり2年修了した後になると3年になる。3年のプログラムを作ると、4年になるかもしれない。そういう縛りも何かかわいそうな気もしないでもないですが、修了見込みでいいような気もしますが、そうすると、ちゃんとやっていない。

医師の試験で最悪な所は、実習に行かないで、最後の半年ぐらいが試験勉強してしまうのです。ですから国家試験の在りようにもよるのですが、机に向かって勉強したほうが通るような試験ではなくて、実習でクライアントさんとお話していたほうが通る試験を、是非作ってほしいのですが、そういうものは作りにくいですね。

○川畑構成員 私は議論の流れが根本的に間違っていると思うのです。中嶋先生のプログラムを見せていただいて、素晴らしいプログラムだと思います。ですが、このプログラムは医療心理師のプログラムです。公認心理師のプログラムではありません。しかもこの総合病院での実務をこなすことが可能になる、そういう意味では非常に優れたその病院の心理技術者なり、実務者を育てることで素晴らしいプログラムかもしれませんが、ここで議論しているのは公認心理師の資格です。公認心理師というのは汎用性です。だから、この実務経験をするプログラムを終わった後に、違う現場、教育現場に行っても仕事ができる、福祉現場に行っても仕事ができるというような可能性を秘めた人を育てるのが公認心理師の教育で、そのために最低でも2年間大学院で勉強してもらった必要があるということです。そのカリキュラムの内容を一生懸命ここまで議論してきて、9科目450時間の実習、そしてその中身について議論をしてきたということなので、もしこの実務者のプログラムでそれを満たすのであれば、それ相当の内容の教育研修を中に入れていただくのが絶対必

要だと思えます。

ここで実務というのは実際そこに就職されている方だというのが普通感覚ですよ。もしこれが、このプログラムを受ける人が病院で雇ってはいないとすると、大学院以外に、学校法人でもない所がそういう教育プログラムを作って、勝手に養成をしているという形になってしまう。これは根本的な矛盾を含んでいます。雇用されているのであれば、実務をしながら、その現場のお仕事をされながら、例えば研修日を1日とか2日設け、そこに大学院と同等の教育内容を盛り込んでいくという形になるはずで、その時間計算をすると、今日ちょっと試算したものを持って来たのですが、時間が余りないので端的に言うと、例えば1日研修日をもってその内容を、大学院の内容のものを満たそうと思えば、4.3年ですか、1.5日の研修日であれば2.9年、2日研修日は2.1年のような計算になっています。これが正しいかどうかはともかくとして、少なくともそれぐらいの時間数が必要だとすれば、2年間で満たせるというような形のものにはならない。先ほど年数は関係ないとおっしゃいましたが、大学院には年数が関係あるのです。2年間ちゃんと学ばなければいけない。もし年数が関係ないのであれば、大学院6か月で修了しますというような形が許されていいわけではないですか。これはおかしい議論だと思います。

○奥村構成員 全然観点が違うのですが、今までは4年制を卒業して、資格はないけれども取りあえず採ってくれる所で就職をして、そして何年か働いたら自分で勉強をして試験が受けられる、普通はそう思うと思うのです。そうではなくてという今日のお話で、昔現場で研修生を受け入れていた身としては、それを受け入れて教育する人はどうしてくれるのという感じがあります。お医者さんの場合は制度がいろいろ整っているし、実習病院がちゃんとあるという環境の中で、みんなで後輩を育てるという文化があると思うのですけれども、公認心理師はいきなりポツと心理職のというので、とてもこれは大変だし、実務実習生として受ける職場があるのかなと。

そういう人が教育者としてお給料を別途もらってやるというのでしたらまた話は別ですけども、普通の仕事をしながらそういう若い人が自分の脇にいて、指導してどうだったというのを、毎日毎日やるというのはちょっと不可能ではないかと思うのです。

だから理念としてはとても素晴らしいですけども、なかなかこれは大変だなと思うのと、あとそのような形でここである程度お給料を多少もらいながら働くつもりで就職をするわけですよ。そのときに試験を受けなければいけない、受けるつもりというときに、ある種プログラムがあってこれをこなしてからいいです、受けられますと。そして仕事もしてという、その当事者にしてみるとやはり就職して、その場にある程度慣れたりいろいろしていくのにやはり1年ぐらいかかって、その後プログラムもやりながら1年ぐら過ぎて、試験の勉強に手を付けるというのは、先ほどこの2年の見込みという話もありましたけれども、多分それだと恐らく気が気ではなくて、仕事をちゃんとするなんてできないと思うし、最低3年目以降に受験できるというような文言になると、2年見込みということにはならなくて済むかと思うのです。それにしてもそのプログラムって、本当に今日は

びっくりしたのですけれども。とても現実的ではないのではないかと感じてしまいました。
○北村座長 ただ、是非共有したいのは、この2号ルートをなくしたいと思っているわけではないです。2号ルートがせつかく法律に書かれた以上は、多少努力は要るだろうけれども、2号ルートで出てきた素晴らしい公認心理師が育つという道は残したいと思っています。でも、「何ちゃって公認心理師」みたいなのは絶対作りたくないという気持ちもあります。

○吉川構成員 中嶋構成員に質問をさせていただきます。中嶋構成員提出資料の8ページの1週間のスケジュールを見せていただきました。とても具体的に書いておられますので、ここで指導者A先生は非常に経験のある臨床心理士というように書いていただいております。指導者A先生のスーパービジョンを受けるということですが、例えばリエゾン・予診・個別面談・検査記録は指導者A先生のスーパービジョンを受ける。そのスーパービジョンの時間としては、金曜日の4時半、リエゾンミーティング後、個別指導となっていますので、A先生がどんなスーパービジョンをされるのか、ちょっと説明をしていただくと、具体的なイメージが取りやすいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○中嶋構成員 スーパービジョンというのは2つ意味があると思います。1つは管理的な意味での狭義のスーパービジョンと、あとは成長を促す何らかの専門知識に基づいた本人の教育というか、成長を促すようなやり方だと思うのです。まず、共有していただきたいのは基本的には教育の機会や指導というのは、スーパービジョンの機会のみではないということ強調しておきたいと思います。具体的には、朝のミーティング、それからリエゾンのミーティング、朝、夕のミーティングには全員が参加して、このほかの指導者であるAからF先生まで、現場が違う所の方は除いて、皆さんが集まってそれでああでもない、こうでもない事例に基づいていろいろとお話をし、そういう教育の機会が与えられているわけです。それを当然研修生はその場で自分の経験等や危惧、心配していることとかを話しながら現場でのフィードバックをもらっていくわけなのですが、そのようなデイリーのことだけではなくて、もう少しウィークリーでもいいですし、あるいはもう少し長いスパンのことについて、先生に相談をしながら成長はどうかというようなことで、ここでの研修が学びになってつながっているかどうかについてやっていただくことだと思います。

当然のことながら、もちろん経済的な余裕や教育のリソースが持続可能であればという前提ですが、病院外にもととの出身の大学の先生方や大学院の先生方、あるいはその他の先生方から教育、スーパービジョンの機会をもてばもっといいと思います。ただ、教育のリソースが継続可能であるというのは非常にプログラム上重要だと思うので、私どもというか、恵まれている所と恵まれていない所があるので、恵まれていない所にすごく要求するのはどうかなのかと思っています。ですから、そういうフィードバックの機会というように思うのは、業務の上でもあるし、業務からちょっと離れた所でもあるし、それは職場内でもあるし職場外でもある、そのようなイメージを共有していただければと思います。

○吉川構成員 ありがとうございます。今のお答えですと、この金曜日のリエゾンミーティング後の個別指導というのは、1週間の振り返り全体を含んでいて、というように理解させていただいてよろしいでしょうか。

○中嶋構成員 いいえ、それだけと限ってはおりません。全体の本人の成長を見た上でというようなことになるかと思えます。

○吉川構成員 大体時間はどのくらいでしょうか。

○中嶋構成員 それは個別だと思えます。

○吉川構成員 例えば、目一杯できるとしてどのくらい時間を掛けてスーパービジョンをされますか。

○中嶋構成員 その方によっても違うのですが、1時間とかでしょうか。

○吉川構成員 1時間をされる。

○中嶋構成員 はい、週に1時間という形で継続的にやるというような意味で言うと、研修生インターンが2人以上いることは余り考えてはいないです。

○吉川構成員 そうするとA先生はこの訓練生をお1人だけもっていて、週に1時間の時間を取ってスーパービジョンをされるというようなことでよろしいでしょうか。指導者1人につき1人の訓練生というように。

○中嶋構成員 現実問題としてはそれぐらいではないかと。私個人的には、訓練生1人というのは全然勧めないです。やはりピアがいることが学びの機会の上でも重要ですし、メンタルヘルス的なことを言っても、1人だけで入るよりは複数入ったほうが良いと思うので、2人がベストだと思います。

○吉川構成員 はい。そうしますとA先生は週に2人に、1時間、1時間スーパービジョンをする。それから折々ケースについて、必要な監督もしなければいけないということになると思うのですね。A先生の負担が非常に重いということは奥村構成員も今言われたことになると思えます。通常勤務の傍ら、病院の心理業務の中核として働かれながら、それだけの教育、業務をされるのは相当な負担ではないかと考えます。

○増田構成員 中嶋先生の御提案の、プログラムの細かい所で議論するよりも、もう1回立ち戻ると、先ほども合意されたように、学部卒で大学院卒がメインルートであるということだろうと思えます。そうすると、座学の部分を9科目を大学院はやっているわけですから、そこをどのように保障していくのかということが必要になってくるのではないかと思います。医療のモデルだと中嶋先生の御提案の所で、しっかり経験もできますけれども、そのほかの座学の所をどうするかというところがしっかりと担保されないといけないのではないかと思います。

○川畑構成員 今の座学プラス実習というのを、先ほど事後指導というのが含まれて、ということがありましたけれども、これが非常に重要なのです。単に実務をやらせているのではなくて、その振り返り、事前の予習、そういうものがあってはじめて教育になるわけなので、単に現場でその仕事をしていればそれが身に付くということであれば、公認心理

師の能力が身に付くというわけではないという意味で、ここの実習の内容も非常に重要だと思います。

○吉川構成員 実習の内容、その後のスーパービジョンの内容ということで、お一人お一人に時間とエネルギーを掛けていただくプランで、これはすごく有り難いことだと思いましたが、実はその指導者 A 先生と訓練生の相性がうまくない場合は、2 年間はとて大変ということにもなるのです。そうするともう少し複数のスーパーバイザーが付いたほうがいいのか。これはもちろん大学院でも起こることですけれども、大学院は複数の指導者がおりますので、その点は非常にうまく補完できる場所もあるのではないかと考えております。

それから先ほどを併せまして、私たちの心理職の養成過程の教員は相当負担が重いのですね。ワンセッションしたらほぼ同じ時間を掛けてスーパービジョンをしますので、院生が 30 時間セッションを持ったとしたら、スーパービジョンも 30 セッション持っているということです。病院でそのくらい念入りに時間を掛けてセッションをしていただければ、これは本当に有り難いと思うのですけれども、効率を考えたときにそれだけの時間が掛けられるか。

私たちはそのために雇われていてお給料をもらっていて、という実務を学ぶ大学院の教員なわけです。それと実際実務をしながらその流れの中でそれでもこれだけ手を尽くしながらスーパービジョンをしていただきながら育てていくのと、同じペースではちょっと考えられない、そこをどのように考えていくのか。これは 3 例担当されるのですが、1 例が 3 回で終わっても 3 例ということは言えてしまいますので、その辺りのことも御検討ください。

○北村座長 中嶋先生の話はこれくらいにして、問題点はよく分かります。特に指導者がそれだけ時間をさけるかどうか。それからグループダイナミクスですが、大学院に行っているなと思ったのは、指導者がたくさんいていいとは全然思わなかったですが、大学院生同士がディスカッションを一生懸命していて、これが大学院の醍醐味だなと思いました。そういう意味で、中嶋先生がおっしゃったように、毎学年 2 人取っても、同時に最高で 4 人ではないですか。4 人がディスカッションするので本当に十分か、大学院に比べたら、大学院 1 学年 10 人もいたら、2 学年いたら 20 人が発表会だ何だといってディスカッションをする。あの教育効果は大きいですけど。その行き来があればいいですね。

○増沢構成員 ちょっと御質問をさせていただきたいのですが。私は現場の付設の養成機関を作るというそのようなイメージで捉えさせていただいたのですけれども、そういう場合、教育の目的で毎年 2、3 名で採っていくと。それが従事したものということになるのですか。要するに大学を卒業して 1 号から 3 号までに限る行為の業務に従事したもののというのが規定ですね。何か別の学校ができてそこに人を採用するという、別の第三の学校ができるようなイメージで私は聞いていたので、これはこの規定と矛盾しないのでしょうか。給料を払われるということなのでしょうか。

○北村座長 もちろん給料は払われます。

○増沢構成員 給料が払われながらの学校をつくるということなのですね。それでまた 2 年たったら正式雇用せずに、ほかのまた再就職を捜しなさいという形の展開になるわけですね。

○北村座長 もちろん正式雇用される人もいます。

○増沢構成員 もいるけれども、雇用されない人もある。なるほど、分かりました。

○北村座長 やはりこういう公認資格ができれば、その資格を持たないで雇うというのはなかなか難しくなると思うのですね。資格を持った人を雇うのが正式職員としてはいいとは思いますが、自分の病院で育てて、そして自分の病院で優秀な人だけ、だけではないけれども、ピックアップして雇うというルートもあっていいかなという気はしますね。

でも、あるとき 1 年だけ 1 人プログラムに入れます、来年はありません、再来年もありません、急に辞めたから次の年は 3 年コース 1 人雇いますと、それはないでしょう。

○奥村構成員 すみません、現場の感覚でいうと、やはりとっても非現実的な感じがするのです。それでそういうことでしたら、むしろ学部を出てこういう仕事ってそんなに給料だって儲からないし、仕事自体がきらびやかではないし、でもそういうことをしたいという若い方が大学院行く余裕がないから取りあえず働けたら就職しよう、で、養護施設に就職したりいろいろするわけで、その人が現場の中の仕事を、段々少しずつ受け取りながらやっていく、その年月の中でこの公認心理師という資格を取るという自然の流れを考えると、まるまる 3 年はちゃんと働く、4 年目以降受験できるとか、何かそのほうが働く人にとってはよろしいのではないかという気がします。

○北村座長 そうですね、そういうのも。皆さん大体イメージができたということによろしいでしょうか。それから「2 年～3 年」と書いてありますよね。これに対していろいろな御意見を頂きました。私個人の考えもあり、厚労省、文科省とも御相談申し上げましたが、個人の考えだけでいうと、このプログラムを見ると普通にやったら 3 年は掛かると思いました。それから、おっしゃったように 9 科目のうち、全部ではないですが、幾つかは座学でしっかり勉強してもらおうと、それくらいの時間は掛かりそうな気がします。されど、よっぽど工夫して、あるいはセミブラック企業ぐらいになって、勉強に次ぐ勉強をして、2 年で受けられるコースがあってもいいかなという気もしないでもないですが。だから 3 年を標準として、2 年であってでもいいという座長のコメントを議事録に残すということで、取りあえず今日のところは。もう 1 回ありますので、30 日。

○増田構成員 すみません、ちょっと今のが理解できなかったのですが、今のこのワーキングの議論の流れでいくと、実際プログラムが出て、それはハードルは厳しいだろうと。それは座長がおっしゃったように、3 年ぐらい掛かるだろうと。そうすると 2 から 3 ではなくて、3 年以上というのが原則として残るべきだろうと思うのです。そうしないとこれはまた次回が最後になると思うのですけれども、同じことの論議の繰り返しになるかと思うので、3 年以上ということにするか、おっしゃったように 3 年を原則とするとか。

3年という形で次に提案されるのがいいかなと思います。

○沢宮構成員 私もやはり3年以上としていただきたいと思います。理由は2つございます。第一に、私たちは国民の心の健康の保持増進に寄与するために、公認心理師という資格のカリキュラムを作っております。にもかかわらず、教育してくださる方々が心の健康を損ねかねないセミブラック企業のような機関で、心の健康をあずかる専門家を教育する。そんなことになったら、公認心理師の資格について論議する者として、とても範を示すことはできない。そういう意味でも3年以上というのがよろしいかと思います。

第二に、座学についてです。先ほどのプログラムの中に、動機づけ面接の例がございました。非常に意欲的と思いましたが、動機づけ面接では、その土台となる精神、スピリットを大事にします。スピリットを基礎にして、その上にプロセス、スキルが位置づけられ、全体としてピラミッドを形成しているわけです。ですから、座学はとても大事です。ここは、やはり原則3年以上の時間をかけて、理論と実践をしっかり積み重ねていくことが、必要だと思います。

○中嶋構成員 提案で一言だけ。3年以上ではなくて、3年と書いていただいて、3年目の終わりというか、春にあった場合に、それは3年目で受けられるようなそのような余地を私は残していただきたいと思いますけれども。

○沢宮構成員 今のお話ですが、まだ試験時期は決まっておりません。それからあともう1つは、中嶋先生はそのようにおっしゃってくださっていますけれども、大学院は修了見込みで国家試験を受験できるのに、なぜプログラムについては修了見込みで受験できないのか。プログラムの責任者から、もしもそういう議論を蒸し返されたときに、私たちが現在議論しているこの精神が活かされないのではないかと。そんな危惧を抱いております。ですから3年以上としていただきたい。

○増沢構成員 私はちょっと別の角度で、この従事した者ということの資格要件という話で進んでいたかと思うのですが、別にこういう養成校ができるならば、大学院でいいではないかという、単純に私はまず思うことと、そして従事するというあくまでもそこに仕事に就くということになれば、それはきちんと仕事をしていただくという話で、プログラムがあって資格を取ることが先にありきではないと思うのです。ちゃんと雇用するわけですから。そうすると大概どこの世界もそうだと思うのですけれども、1年間はその職場に適応するのが精一杯ですよ。ほかの実習に行くとかほかの座学に行くのは頭がパンパンで多分できない。それで1年間まずはそこできちんと仕事をして。でも、そのこと自体で身につくことは確かにある、幾つかのことがちゃんと身につけるわけですが、それ以外のところは実際のところ2年目からスタートできて、座学なり実習なりをしていく、そうすると最低3年は現実的には掛かるのが普通の現場なのだろうなど。新人研修等々ほかの児童福祉司にしても、何にしても3年掛けるというのが常識だと思うのです。それはこういう考え方がベースにあって。養成校という話を別に作るとなれば、就労に対する動機が全然違いますから、話が違ってくると思うのですけれども、そのように思います。

○北村座長 もちろん働くからにはちゃんと朝6時に来て砂をならして、そして人形をきちんと並べて、もうすぐにインタビューができるようになって、それから8時20分のミーティングに行くというのが新人の心得です。8時20分に、「さあ、俺を教えろ」みたいなやつが来てもらったらクビにしていとは思いますが、それは当たり前です、新人ですから、やはりちゃんと朝一番に来て部屋をきちんとしてから、朝のミーティングが始まるという、そういう社会人、職業人としての働きは当然した上での受験資格ですので、決して学生気取りで行っていいとは思っていません。

時間もあるので、期間については、非常に意見を賜りましたので、30日にこの続きをやりますが、私個人、座長の考えとしては、3年を標準とすると。例外的に2年があってもいいというくらいが落としどころか、その例外もなしでもいいかもしれないですが、続きをやりましょう。気持ちはそういうところです。

○川畑構成員 それに加えてちょっとお願いしたいことですが、2号の実務経験についての試案が今回の試案の部分だと、前回のところで、「大学院における実習施設として定める施設に準ずる実習指導者の資格を持つ者が1人以上勤務している」ということで終わってしまっているのです。前回の試案では、「法第7条第1号に定める大学卒業及び大学院課程修了者と同様以上の知識、技能を持つことになるようにする観点から」という文言が入っていたので、これはきちんと元に戻していただきたいと思います。

それから、実習施設に準ずるで、実習指導者が1人というのは、これは大学院の実習施設と実際このプログラムなりで養成するところと同じであるというのは、これはやはりおかしいので、実習施設ではなくて、実務経験で養成する機関については、実習指導者が3人以上いるという形にさせていただかないとまずいのではないかと思います。

○北村座長 ちょっと理解してないのですが。

○川畑構成員 また、次回にお願いします。

○北村座長 それ以外の特例とか現任者の受験資格について、事務局から資料を説明していただけますか。

○松本主査 資料6と資料7についてまとめて御説明します。資料6は、法の附則第2条第2項特例の1つです。いわゆる現任者についてということです。前回と変わった所は、2.の下線部です。常態として週何日という所です。前は週1日という意見がありましたが、それらを踏まえて、現時点では常態として週1日以上勤務であった期間について換算するという書きぶりしております。

4.の下線部にあるように、「法律上は法が施行される際に業務を行っている必要」があります。「その他その者に準ずるもの」ということで、こちらは本来親検討会での議論事項になりますが、前例を踏まえて、今回の資料では、「施行日において当該業務休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者」にも特例を認めるという扱いと書いており、別添の資料に、具体的なイメージを記載しております。例1から例9まであって、一番右に受験資格が「あり」か「なし」か書いております。施行日現に行っているという

のは、グレーの部分に実務経験、業務をしている部分がかかっている場合です。例 1 から例 4 までに関しては、全て受験資格があります。例 5 から例 9 の場合、例 5、例 7、例 9 に関しては、グレーの部分から 5 年以内に業務を行っています。例 9 に関しては少し細かいのですが、3 年業務をやって、4 年休んで、1 年また復帰して、1 年休んでということですので、こちらに関しても、休止してから 1 年以内ということですので、例 5、例 7、例 9 に関しては準ずるものとして受験資格の特例を認める。一方で例 6 と例 8 においては、5 年以上たっているということで、準ずるものとしても認められないこととなります。

資料 7 は試験についてです。こちらもほとんど変えておりません。先ほどの議論でも出てきましたけれども、4. 試験実施時期について記載を追加しました。第 1 回は平成 30 年の中で実施します。これは年度ではなく、30 年のどこかで 1 回目を実施するということです。第 2 回以降については今後検討しますが、法律上は年 1 回以上行うことになっており、年 1 回の実施を想定しております。ただし、試験実施時期を検討するに当たっては、いわゆる現任者の受験資格が認められるのが、法律の施行後 5 年間ということに留意する必要があります。

○北村座長 整理します。参考資料 1、横書きの紙の一番右側の「実務経験 5 年」、そして「講習の受講」という、一番多いと想像されるタイプです。実務経験 5 年は、えっと思うぐらい甘々ですが、常態として週 1 日以上勤務をしていたことが確認されれば、それは 5 年の中に入るということです。基本形は、法が施行される時に仕事をやっている人です。ただし、仕事を辞めてから 5 年以内の人は、現に仕事をやっている人と同等にみなすので OK。

別添例 1 の場合は、5 年たてば受験資格が出ます。例 2 は、施行の日に 5 年以上たっていれば、その瞬間に受験資格が出ます。4 年やってずうっと休んでいた人は、間は何年でもいいと思うのですが、5 年目の現施行日に仕事をしていれば受験資格があります。これが大事で、例えば実務経験が 10 年あると、それと休んでからもう 6 年、7 年たっている人は、法の施行日まで仕事を始めてください。始めないでのんびりしていると、例 6 になってしまって、受験資格がなくなってしまう。5 年以上休んでいる人は、例 3 にはまるようによく考えてください。例 5 は、もちろん受験資格は 5 年以内ですからあります。実務経験が 4 年でずうっと休んでいる例 8 も例 3 になって、そこであと 2 年ぐらいやれば大丈夫なので、法の施行日にしっかり働いてくださいというのが伝言でもあり、これよろしいですかという御質問です。

続いて講習の受講です。前回、60 時間でどうでしょうかと言ったら、奥村構成員から「それは無理」と言われました。いろいろ相談したのですが、30 時間ぐらいでどうでしょうか。別にバナナの叩き売りをしているわけではないのですが。例えば、1 日の講習会を 6 時間と換算すると、例えば土曜日を 5 回潰してもらおうというやり方です。あるいは 1 日を 6 時間として、5 日間の集中講習をやってもらって 30 時間。普通に考えたら、

この2つのパターンがあって、それを用意していただいてやる。もちろん受講場所は全国どこでもいい、だからA、B、C、D、Eの5種類があって、北海道でB講習があると言ったら、そこへ行ってB講習のスタンプをもらい、2週間後の休みの日に九州でCコースがあったらCコースの判子をもらう。このようなことで、奥村先生いかがですか。

○奥村構成員 30時間にさせていただいてありがとうございます。テキストをちゃんと作るのが条件になるだろうと思います。

○北村座長 一応たたき台としてはそんなところでお願いいたします。問題は、横紙の右から4つ目です。①②と書いてある所ですが、これの問題点を事務局から説明していただけますか。

○松本主査 資料8と併せて御覧ください。受験資格の特例ということで、前回少し長めに説明させていただきましたので説明を一部割愛させていただきます。資料8の1ページと2ページは前回出したものと同じです。要するに、この場で議論していかなければいけないこととしては、参考資料1①②にある、「施行前に大学院において省令で定める科目」と、③④の下にある四角「施行前に、4年制大学において省令で定める科目を履修」の科目です。基本的には第7条第1号と第2号での省令で定める、これまで議論していた科目を、原則としてそこに当てはめるという考え方がスタートかと思います。

資料8の4ページは今回追加した資料です。これは①②の大学院の科目をどのようにしていくかということについて書き下した資料になります。このように定めている重要な点として、受験資格の特例の規定として修めるべき科目を定める、というようなものは前例がないということです。

2つ目は、これまでのワーキングチームの資料を踏まえたということで、既に今回の議論で変更も多少あるのですけれども、原則として第7条第1号の省令で定める、公認心理師となるために必要な科目、大学院においては、前回の時点では10科目ということで、こちらとの同一であることが望ましいと記載しています。

2つ目の○は事務手続的な部分になります。省令で科目を定めるということになります。対象となるのは現在大学院を修了している人とか履修中の人ということになります。こうした場合に、現在開講されている科目、過去に開講されていた科目と名称が一致しない場合が多いと考えられますが、基本的には特例の認定に当たっては科目名の一致が求められることになるという実情があります。

これらの内容を踏まえて、検討が必要な論点を3つ書いています。この10科目全ての履修を求めるのか、もし求めない科目があれば、その考え方はどのようなものか。2つ目は、実習が450時間以上というように試案としてありますけれども、こちらは緩和するという議論があります。緩和する場合は何時間にするのか、そもそも時間を決めるのか。3つ目は、これまで今ある科目、過去にあった科目と、省令で定める10科目の対応関係についてどのように定めるか。何か対応表みたいなものを作って線引きができるのかどうかということも含めて見ていただきたいと思います。

別添1から別添4を後ろに付けています。こちらは、既存の心理に関する民間資格の中で、大学院の修了を要件にしている又はその要件の1つにしているものです。その大学院で修めるべきとされている科目をそれぞれ4つ、1枚ずつ整理しています。主にこちらの科目と、試案にある10科目との対応関係という意味で少し御議論いただきたいと思いません。

○北村座長 御理解いただけましたか。整理すると、資料8の4ページ、先ほど変えたのですが、①から⑨の座学の科目があります。9番には「心の健康教育」みたいなものが入りました。この9科目のうち、履修していなくてもいいものはどれだろうか。それから実践実習、実習は450時間やっている所はほとんどないので、何時間ぐらいやっておけばやったことにしようか。例えば①から⑨のうち、その科目と昔の何とか特論との対応関係を決めないといけないということになります。

時間の節約のために、実際にはどうなのだろうと見たら、産業・労働分野に関する⑤の科目に相当することをされている人は恐らくいないのではないかとというぐらい科目数はありません。他の科目は対応関係をゆるゆるに考えれば何とかいきますというか、心理アセスメントなどは全部やっています。心理療法もやっていますし、家族・地域も大体はやっています。取っていないと思うのは、司法と産業ぐらいです。司法も、犯罪心理学を取っていればカバーできますけれども、取っていないとなかなか難しいです。それを取らなくてもいいにしてしまうのか、あるいはここで大学院を出た人は実務経験5年の先ほどの右側のほうで、講習だけ受けてもらえば、ほとんど受験資格ができるので、余り実害はないのかという気もします。

○川畑構成員 5年実務をしている人はそちらのコースがあるのですが、そこまで至らない人が出てきます。まだ卒業後4年だと。今在学している人は、これから卒業してから5年の移行措置にも滑り込めないという形になります。そうすると、この間の人たちが非常に不利益を被るという問題があります。本日も、ここの変更に関する科目が追加されましたけれども、新しく追加された部分については、今までの大学院でカバーできない部分が増えてきます。実習は時間数を減らして、1つ含めて、この10科目のうち6科目以上を履修していくことという形でどうでしょう。大学院のほうで、申込者がそれを申し出る。大学院のほうは、その対応関係をきちっと明示するという形にしたらどうでしょうか。

名称だけではちょっと難しいのではないかと思います。同じ名称でも、その内容は大学院によって違っている場合があるので、実際はシラバスと対応させる必要が出てくると思います。その辺りも含めて考えていただければと思います。

○北村座長 大体妥当な線だと思うのです。4番の司法と、5番の産業と、新しく9番に入れた教育、心の健康教育という辺りは受けていなくても仕方がない。それ以外は、ほとんどどこでもやっている科目だと読み換えれば、それは取ってもらっていると。そして、実践・実習も妥当な時間に減らしておけばいいかと思います。

問題は、余り言及できないのですが、決まっていますが、今そういったふうに行ったので、1科目だけ足りないという人がいると、今から元の大学へ行って1科目だけ受ければ受験資格はあるかという、多分難しいという感じ。もう既に受けている人が、もし足りないと、福祉は取らなかったという、実務5年のほうに回っていただくことになりそうな気がします。

○川畑構成員 今で犯罪と産業を除いてという御意見なのですが、大学院によっては犯罪も産業も置いている所があります。そうすると、院生によってそちらはむしろ取っていて、福祉は取っていないというケースも出てくる。

○北村座長 言葉足らずですみませんでした。一番多いのが司法と産業と教育をやっていないから、6つぐらいというのが妥当だろうと思うのです。この9項目のうち、6つ以上を取っていることという先生の御意見に賛成という意味でした。

○黒木構成員 今の教職課程も平成30年度をめどに大規模な改革があって、公認心理師課程と時期的に重なってしまいます。それも経過措置があって、各大学の教務委員会とか教職課程専門委員会で、既に履修した科目との対応、つまり単位の読み換えみたいなことをやっていくわけです。そういう対応で、ほとんど学部も大学院も、省令に定める科目の認定はできると思います。座長が指摘された点について、卒業生、修了生も含めて補講という形で集中講義ないし講習のようなものを各大学が用意して、単位の追加認定を行うというような措置が可能ではないのかと思っています。これは、現場の考え方です。

○北村座長 ただ、追加認定では許してもらえないかもしれないです。

○宮脇構成員 今、大学院の話ですが、大学の時点で実習というのはどうなるのですか。大学で実習が80時間というのがあります。これが結構ネックになっています。

○北村座長 そうですね。

○松本主査 今回、大学院については少しブレイクダウンした資料を用意していますが、時間の関係もあって、資料の用意もちょっと足りないところがあります。先生がおっしゃったような、実習の時間については多分大学も大学院も同じような考え方であると思います。

○北村座長 やはり実習を随分減らすしかないですね。現状追認みたいな。全くやっていない所もありますか。

○宮脇構成員 大学では、全くやっていない所もあると思います。ある程度それでやっていない。

○沢宮構成員 やってない所もあります。

○北村座長 それでは、なしでも仕方ないのかな。

○川畑構成員 10科目のうちの何科目ということであれば、実習がないけれども、科目があるという形で満たされるケースもあるというように考えられるのではないかな。

○沢宮構成員 大学院もそうです。

○宮脇構成員 大学院もそうですし、学部も同じシステムでやれば、そういう形がいいの

ではないか。

○吉川構成員 確認ですが、今の大学院の資格は、学部を出ていなくても、大学院で修めた人にも受験資格はあることは大丈夫ですね。

○北村座長 ①②ですからそう読めます。

○吉川構成員 そうですね。

○北村座長 今は③④の学部段階の履修で、実習がなくても仕方がないとしてですが、また整理してお示ししたいと思います。多分大学院と同じような感じで、できるだけ読み換えてもらうということではいけないかと思っています。実習はなくてもいいのではないかと思っています。

○宮脇構成員 しつこいようなのですけれども、2 番の施行日前に大学院に入学している人ということでは、大学のカリキュラムは取れていなくても大丈夫ということですか。

○北村座長 この絵で見ればそのように見えます。

○宮脇構成員 読めますよね。

○松本主査 大丈夫です。

○北村座長 学部の所が追いつかなくて申し訳ないのですが、それ以外の所は認識を一緒にしたということではよろしいですか。時間も少し過ぎましたが、本日の会議は本当に有意義だったと思います。ありがとうございます。次回のこと等を事務局からお願いします。

○松本主査 先ほどの特例のところ少し補足します。条文の内容、そもそもの立法趣旨として、現在既に大学や大学院に入っている人を救済するという意味もあります。その辺も含め、先ほどの議論も踏まえて少し整理させていただきます。

次回は 3 月 30 日(木)を予定しております。ここで最後のワーキングチームということにしたいと思います。詳細は追って御連絡させていただきます。

○北村座長 本日の会議は終わりにしますが、もう一回復習です。3 月 30 日にこのチームとしての素案をまとめて、上へ上げます。それでは終わりにいたします。どうもありがとうございました。